

お知らせ



風しんの追加的対策(抗体検査・予防接種)について

町では、風しんの予防接種を受けられる機会がなかった、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を配布しています。ご希望の方は、問合せ先までご連絡ください。

風しんは成人の方がかかった場合、高熱・発疹の長期化や関節痛などの重症化の可能性があります。また、妊婦さんが感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・難聴を特徴とする先天性風しん症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。あなた自身と周りの人を守るために、風しんに対する抵抗力を確認・獲得しましょう。

問合せ 健康保険課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内)
☎029-2240-6550

こども家庭庁創設についてのメッセージ動画を配信しています

第208回通常国会において「こども家庭庁設置法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が設立されることとなりました。現在、内閣官房こども家庭庁設立準備室では、こども家庭庁の役割や意義を広く周知し、子ども・若者も含めた多くの

人々にこども家庭庁を知っていただくための取り組みを実施しています。この度、こども家庭庁の創設について、子ども・若者の皆さんに宛てた小倉こども政策担当大臣のメッセージ動画を、内閣官房こども家庭庁設立準備室YouTubeチャンネルに公開されました。ぜひご覧ください。



▲YouTube

問合せ 内閣官房こども家庭庁設立準備室
☎03-6550-9543

ひとり親家庭の小学校新入学児童に対する入学祝品の贈呈

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子・父子家庭)の小学校新入学児童に祝品(学用品)を贈呈しています。希望される方は、福祉こども課まで電話でお申し込みください。

申込期限 令和5年1月11日(水)
申込先 福祉こども課
☎029-353-7265(直通)
問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029-221-7505

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、

その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ 政府 拉致問題対策本部ホームページ
<https://www.rachi.go.jp/>

相談



生活保護に関してお困りの方へ 全国一斉生活保護ホットライン

日本弁護士連合会および茨城県弁護士会は、生活に困っている方々の相談をお受けし、生活保護の現場で何が起きているのかを明らかにするため、全国一斉電話無料相談を実施します。お気軽にご相談ください。

日時 12月22日(木)
午前10時～正午・午後1時～3時
相談電話番号
☎0120-158-1794

問合せ 茨城県弁護士会事務局
☎029-221-3501

(広告)